

ID: 691

担当部署: こども福祉部 福祉室 障がい福祉課

処分の概要	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置の解除		
法令名 根拠条項	身体障害者福祉法 第18条の3		
法令番号	昭和24年法律第283号		
【根拠条文】 (措置の解除に係る説明等) 第18条の3 市町村長は、第17条の2第1項第3号、第18条又は第50条の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日